様式3

|  |  |
| --- | --- |
| 審議会等名称 | 第６回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会 |
| 開催日時 | 令和５年２月２日（木曜）10時00分から12時00分まで |
| 開催場所 | 神奈川県ライトセンター第一講習室AB |
| 出席者 | 【中野泰志座長】、【鈴木孝幸構成員】、【和泉厚治構成員】、【村井政夫構成員】、【村井延子構成員】、【萩庭圭子構成員】 |
| 次回開催予定 | 全６回開催終了のため、開催予定なし |
| 所属名、担当者名 | 障害福祉課社会参加推進グループ 菅原・川俣・鉄井  電話 045（210）4709 ファクシミリ 045（201）2051 |
| 掲載形式 | 議事録 |
| 審議（会議）経過 | 以下のとおり |
| **１　あいさつ**  （１）県障害福祉課長よりあいさつ  （２）各構成員及び事務局の紹介  **２　検討事項（報告書案のまとめについて）**  （中野座長）  慶應大学の中野でございます。これより進行させていただきたいと思います。  今日は、いよいよ報告書の最後のまとめです。これまでいただいた様々な意見に基づいて修正された原案を細かいところまで精査いただいた上で、忌憚のない御意見をいただき、良い報告書としてまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  それでは、検討に入らせていただきます。本日は、報告書案のまとめについてという議案１つです。最後の検討会ということで、これまで議論したとおり、５つの事業及びその他の提言ということで取りまとめております。  まず事務局から、これまでの御意見により修正していただいた部分を含めて報告をいただいて、それぞれの柱について議論をしていきたいと思います。  事業ごとに進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。  **（１）情報提供事業について**  （中野座長）  では、最初の部分及び情報提供事業について説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、「はじめに」と情報提供事業部分について説明を実施  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。今、ページでは多岐に渡って説明がありましたが、情報提供事業の指摘があった点について、各意見に基づいて反映させる場所は様々ですが、基本的にはいただいた御意見を反映させていただいたという説明でございました。情報提供事業の話に先立って、「はじめに」のところに、国連の権利条約の話や社会モデルの話も入れ込んでいきましょうということで、それも反映させていただいております。  それでは、今の「はじめに」と情報提供の箇所につきまして、今の説明に基づいて御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  はい、鈴木構成員お願いします。  （鈴木構成員）  「はじめに」の部分で、社会モデルの例として肢体不自由の方のことが書いてありますが、「例えば」の後は、足の悪い人が建物を利用する場合ということよりも、せっかく視覚障がいの関係の報告書なので、できれば「印刷された文書は視覚障がいの人たちには読みにくく、点字・録音または拡大で…」というように書いていただいた方がよいかと思います。以上です。  (中野座長)  　ありがとうございます。社会モデルの説明は難しいところがあって、鈴木構成員から御指摘があったことも踏まえながら、ここの表現については少し精査をさせていただきたいと思います。いずれにしろ、個人モデルや医学モデルではなく、社会モデルの観点から、社会的障壁をなくしていく取組みをするということが明確に表現されるように、「はじめに」の部分に記載するということで、御了解いただければと思います。  また、今後この報告書は、様々なところで活用されることが想定されますので、制度や法律に関することに関しては、参考としてどこからの引用であるかということもわかるようにしておいていただけると、報告書を受け取ったところが確認をする際にやりやすいかと思いますので、その点の御配慮をお願いできればと思います。  その他、いかがでしょうか。「はじめに」のところで御意見をいただいたところですが、今回が最後の検討会になりますので、ぜひしっかりと御意見をいただければと思います。  「視援奉」、一般的に募集する「ボランティア」、それから県として行うための地域生活支援事業での意思疎通支援に関する「点訳奉仕員・朗読奉仕員等」というのをきちんと分けましょうということで書き分けていますが、この辺りについて村井延子構成員、表現上いかがでしょうか。  （村井延子構成員）  特にありません。  （中野座長）  特に気になるところはないということですが、表現上間違いがないかというところは、ライトセンターにも再度確認をさせていただいて、最終的な文言として決めさせていただきたいと思います。  情報提供事業に関して、他にいかがでしょうか。では、鈴木構成員お願いします。  （鈴木構成員）  ５ページの情報提供事業の現状の中で、「点字、録音図書、雑誌の製作・発行を行っており、その多くが神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団の協力によって作成されている。」と表記されていますが、何かもう少し気を遣っていただいて、「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団等」としていただけるとよいと思います。視援奉だけでなく他のボランティアの人々もいますので、視援奉の人たちだけで作っていると読めてしまう懸念があります。  同じように、９ページ「（３）ボランティア育成事業の事業内容及び現状と課題」の現状のところでも、「ライトセンターは、視援奉と車の両輪となり、ボランティアの養成や活動支援を実施してきた」と記載されています。視援奉が頑張っていることはよくわかりますが、他の地域ボランティアも含めて、何かよい書き方はないかと思っています。以上です。  （中野座長）  　御指摘ありがとうございました。この辺り、どうでしょうか。今の点について他に御意見はありますか。表現の仕方として、「視援奉」だけではなく「地域ボランティア」も一緒にやっていますし、確かにライトセンターの場でいろいろな研修会等を実施しておられると思いますので、そういうことを配慮して、「視援奉等」という表記でどうでしょうか。  （鈴木構成員）  　そうですね。  （中野座長）  　はい、では村井延子構成員お願いします。  （村井延子構成員）  　「視援奉等」としていただくのは、そのとおりだと思います。視援奉だけで蔵書等の作成を行っているわけではないので、そのようにお願いします。  　９ページの現状の「（視援奉について）」部分で、「現在の施設が開所して以降、700人以上のボランティアの登録があり…」と書かれていますが、何をもって700人と書かれているのかがわかりませんでした。一時800人程度、現在は500人程度になっていますが、これについても地域ボランティアの数が入るのでしょうか。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。まずは、９ページ「（３）ボランティア育成事業の事業内容及び現状と課題」の現状のところで、「ライトセンターは、視援奉と車の両輪となり、ボランティアの養成や活動支援を実施してきた」について、「視援奉等」とする。その他のところにも、活動の内容に関するところでは、「等」を入れるということについては、御了解いただいたということでお願いします。  次に、視援奉についての説明ですが、「700人以上のボランティア登録…」というところに関しては、いつのことを指しているのか、最盛期であるならば、最大では800人を超えていたということでそれを書いた方が良いのか。個人的には、これまでの資産という意味で考えると、最大数を書いておいた方が良いような気はしますが、この辺りはいかがでしょうか。  （事務局）  　事務局の鳥井です。その下の課題の部分、１つ目の〇に500人台に減少しているという記載があるので、お話に出ている部分については、最盛期の人数がよいのではないかと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。では、最盛期の人数を書いていただくことにして、これがあると最盛期には800人くらいおられたボランティアが、今はコロナの影響もあるとは言え、500人台になっており、ボランティアの状況としては厳しいという課題が明確になるかと思いますので、そのように記載していただければと思います。  その他、いかがでしょうか。鈴木構成員、お願いします。  （鈴木構成員）  　先ほど、「視援奉等」と丸めていただいたのですが、「視援奉をはじめとするボランティア団体」のような表現の方が、私達も入っているのだなと思えてよいかと思います。「等」の中に含まれてしまうと、地域ボランティアの立場の人たちからするとわかりづらい気がするので、「視援奉をはじめとするボランティア団体」のような表記でいかがでしょうか。  （中野座長）  　鈴木構成員、御提案ありがとうございます。この辺りの表現としては、バランスをよく考えて表現すべきだと思います。何と言ってもやはり視援奉が蔵書等の作成のボリュームとしては多く支えてくださったというところはあると思います。村井延子構成員、ぜひ今の表現についてどう思われるかというところについて、率直な御意見をいただければと思います。  （村井延子構成員）  　もちろん視援奉だけで行っている訳ではありませんので、コロナ禍前は年に1回、「県内視覚障がい援助関係ボランティアグループ代表者会議」としてライトセンターで開催してきていますので、視援奉以外のボランティアの関わりについてもわかるように、きちんと入れていただいた方がよいと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。それでは、「視援奉をはじめとするボランティア団体」という表現が鈴木構成員からの御提案でしたが、そのような表現でよろしいですか。  では、村井政夫構成員お願いします。  （村井政夫構成員）  　はい。今、議論になっている「視援奉」「地域ボランティア」等について、ライトセンター自体がいろいろな人に支えられている訳です。こんなにボランティアの力によって成り立っている県の施設は、他にあまりないと思います。ボランティアの力、中でも視援奉の力というのは大きい。５ページや19ページにボランティアの定義がされていますが、それらの人々がボランティアなのかセンターの職員なのか、一般の県民がこの報告書を見た時にかなり読み込まないとわからない。どこかで一括してボランティアやライトセンターを支えている組織として説明をした方が、この報告書を読んでいただいた方が理解しやすいかなと思います。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。確かに、どこに入れるかは少し考えないといけないと思いますが、できれば最初のボランティアに関する記述がある部分で、どういうボランティアが関わっているかについては、明確にしておいた方がよいかと思います。同時に、視援奉が果たしてきた役割というのは非常に大きいので、視援奉についてはこれまでの歴史的な経緯を含めてしっかりと記載をしておいた方がよいのではないかと思います。県内の各ボランティアの皆さんにライトセンターを支えていただいていますが、やはりライトセンターの中での視援奉の役割は非常に大きく、その点は明確に書いておく必要があるかと思いますのでよろしくお願いします。  情報提供事業について、他にいかがでしょうか。萩庭先生、21ページの「イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割」のところで、「必要に応じて教育との連携について記載をしましょう。」という意見が出ていました。この辺りについては、いかがでしょうか。  （萩庭構成員）  　御意見をいただいて、ありがとうございます。どのように報告書に入れたらよいのかは悩んでいるところではありますが、「教育関連部署とともに検討をしていくべきである」と記載があり、教育関連部署は具体的にどこを指しているのでしょうか。前回検討会の議事録にも具体的な記述はなかったかと思いますが、盲学校とライトセンターは当然今も連携をしておりますし、他の市立盲学校とも連携しているところです。読書バリアフリーのことを考えると、よりたくさんの人に御利用いただくということが必要で、例えば、今年は高校の司書の方々が盲学校の図書館を見学に来てくださって、盲学校の図書館はこういうところというのを見て持ち帰っていただくと情報も広まっていくでしょうし、小学校４年生の児童が盲学校に見学に来ることも復活してきました。理解啓発等も含めて図書館をどう活用していくかということは、進めているところではあります。  図書館については、教育委員会の生涯学習部生涯学習課が担当していまして、読書のアンケートや学校図書館の利活用等については「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」という計画もありますので、そういうところとどう連携していくかということがここに含まれているかと思います。もし書けるのならば、これから第五次計画を立てるところかと思いますので、そういうところと連携していくということをもう少し入れたり、あとは生涯学習課のホームページを見るとライトセンターへのリンクも貼ってありますので、そういうこと等もうまく入れていけたらいいかと思います。もう少し、この辺りをどう書いたらよいのか、皆さんのイメージを教えていただけるとありがたいと思います。以上です。  （中野座長）  ありがとうございます。今、教育関連部署と書いてあるところを、具体的な記述に変えた方がよいと私も思います。事務局としては何かございますか。実際に関わるところとすると、県内の学校はもちろんのこと、今御指摘がありました教育委員会の事例等、課名まで書くかどうかは報告書ではバランスを考える必要はありますが、少なくとも教育委員会、それから県内全体の学校図書館が関わっていかないといけないと思います。具体的に書いておいていただいた方が、この報告書を生かしていく際には関係部署と連携が取りやすくなるのではないかと思いますが、事務局として何か御意見があればいただきたいと思います。  （事務局）  　川俣です。読書バリアフリーでは、報告書に課名まで入れるかは別として、生涯学習課と考えていく必要があるということは想定しています。加えて、特別支援教育課やその他学校の図書館という意味ではそれぞれの学校図書館を所管する部署かと思いますので、その辺りを含めた表現として「教育関連部署」としていました。  （中野座長）  　萩庭構成員、お願いします。  （萩庭構成員）  　ありがとうございます。私が考えていたことと同じかなと思っています。この報告書はたくさんの方に読まれると思いますので、皆さんが自分事として考えられるように、できる限り具体的に書いておいた方が、皆さんで力を合わせて取り組めるかと思いますので、書き方についてはもう少し御相談させていただけたらと思っております。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございます。今後に関しましては、萩庭先生と表現を詰めさせていただきますけれども、少なくともやはり「盲学校」もしくは「視覚支援学校」という名前は出ていた方がよく、「教育委員会」も明確に入っていた方がよいと思います。その２つは必ず記載するということで、あとは御意見をいただきながら修正を加えていきたいと思います。よろしくお願いします。  その他いかがでしょうか。情報提供事業は、今非常に注目されているところでもありますし、今後ICTの進展とともに非常に重要になる事業かと思いますので、もしこれまでの議論の中で十分に出せていなかったような視点等があれば、それも含めて御意見をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。  では、また後程関連することがあれば、御意見をいただければと思いますので、次の相談訓練事業に話を進めていきたいと思います。  **（２）相談訓練事業について**  （中野座長）  では、相談訓練事業について説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、相談訓練事業部分について説明を実施  （中野座長）  　説明ありがとうございます。それでは、相談支援事業につきまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。  萩庭構成員、お願いします。  （萩庭構成員）  　25ページの３つ目の〇の部分、「盲学校に行かずに、通常の学級に通っている子どもへの支援は、盲学校がアウトリーチで行う支援と合わせて…」という記載がありますが、「センター的機能」という言葉を文部科学省は使っています。「特別支援学校のセンター的機能」ということで、実際に地域に行って、相談・講演・先生方の研修等を行っています。できれば「センター的機能という 言葉を入れていただけると、教育関係者にとってはその方がわかりやすいと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。「アウトリーチ」ではなく、「センター的機能」としていただいた方がよいかと思います。それから、「盲学校に行かずに…」という言い方も少し問題があるかなと思いますので、「通常の学級に通っている視覚障がいのある子どもへの支援は…」とした方がよいという気もしますが、萩庭先生どうでしょうか。  （萩庭構成員）  「通常の学級」というのが、「特別支援学級ではない通常の学級」を指しているのか、それとも「地域の小中学校」を指しているのかがわからないのですが、「地域の学校で学ぶ子どもたち」ということでよいのではないかと思います。通常の学級、特別支援学級、通級ということではなく、「盲学校ではない地域の学校で学ぶ子どもたち」のことを指しているのではないかと思うので、ここの表現は今少し引っかかっているところです。  （中野座長）  　はい。これまであまり明確に議論していないのですが、盲学校以外という意味で言うと、萩庭先生から御指摘があった表現がよいと思います。基本的には、今は連続的な学びの場というのがあって、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級そして特別支援学校という基本的な制度になっていて、特別支援学校では非常に手厚い指導が受けられるが、県内では特別支援学級でも専門的な指導が受けられているとは必ずしも言えないところがあります。内容的には、視覚障がいに関する専門的な指導が受けられていない子どもたちのケアを、盲学校がセンター的機能で担っているので、そこをうまく表現できるとよいかと思います。この辺りについては萩庭先生の力をお借りして、文部科学省の表現方法と合致するような形で表現を変えるということで、後日やりとりをさせていただいて、ここの表現はしっかりと趣旨が伝わるように、正確な言葉で表現できるようにしたいと思います。萩庭先生、申し訳ありませんが、御協力よろしくお願いいたします。  福祉ではアウトリーチと言うのですが、教育ではアウトリーチとは呼びません。関連して、ECLO（エクロ）の記載については、イギリスではECLOという制度を使っていますが、アメリカでは中間型アウトリーチなので、この辺りも「ECLO等」という表現にしておかないといけないかと思います。日本ではいろいろな国の仕組みを上手に組み合わせて使っているので、今後ECLOのような取組みも必要ですし、これまで行われてきたようなアウトリーチの方法というのも必要だろうと思いますので、この辺りの表現については、再度細かいところは精査していただければと思います。昨日、日本視覚障害者団体連合でこのECLOの報告書取りまとめの会議があったのですけれども、その中でも言葉の使い方に関してはそれぞれの人の捉え方が違うので、正確に表現しましょうという議論になっておりました。教育に関する部分は、教育に関する用語でしっかりと固めるという表現にしていただければと思います。  その他、いかがでしょうか。萩庭構成員お願いします。  （萩庭構成員）  　今のお話と関連して、31ページ「ウ　ICTに関する相談訓練」の２つ上のレ点部分、「盲学校の在籍者が減少する半面、通常の学級の在籍者が増加する等…」という記述について、通常の学級の在籍者が増加しているというデータはなく、これは印象で盲学校の生徒が減っているので通常の学級が増えているという文章になっているかと思います。ここは少し正確に書いた方がいいと思いますので、ここも先ほどの「通常の学級」部分と合わせて一緒に検討させていただきたいと思います。以上です。  （中野座長）  ありがとうございました。ここは、ぜひよろしくお願いいたします。  その他、いかがでしょうか。今のような細部に渡るところもしっかりと正確に書き込んでいかないと、この報告書そのものが根拠を持って書かれていると理解されなくなってしまう可能性がありますので、ぜひそれぞれの立場から、細かいところを含めて御意見をいただければと思います。  今の御指摘を合わせて考えてみると、我々がこれまでの検討会の中で発言した表現を割とそのままここで使っていただいていますが、報告書にしていく際には、少し表現方法を精査した方が良いものもあるかもしれないなと今改めて思っています。確かに、それぞれの会議の中で発言されたことではあるのですが、趣旨を変えないようにしながら表現の仕方に関しては誤解のない表現になるように、意見部分についても最終的には精査していければと思います。その意味では今日が最後の会議ではありますけれども、ここの表現は気になるからこうした方がよいというような修文案につきましては、ぜひこの後も御意見をいただければよいかと思っております。  では、一旦相談訓練事業についてはここまでとさせていただいて、次の柱であるボランティア育成事業に話を移していきたいと思います。  **（３）ボランティア育成事業について**  （中野座長）  ボランティア育成事業について説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、ボランティア育成事業部分について説明を実施  （中野座長）  　ありがとうございました。御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  このボランティアのところは、ぜひ村井延子構成員から御発言いただきたいと思いますが、まず事務局から説明がありました、前回の資料ではボランティアの活動支援と養成というのが最初にあって、その次にボランティアの活動基盤となっていたのですが、それを入れ替えた方がいいのではないかということでした。活動基盤をきちんと整えた上で、活動の支援と養成をしていくという順番で整理し直していただいたのですが、内容は変わっているわけではないという御説明でしたけれども、ここについても何か御意見があればお願いしたいと思います。  （村井延子構成員）  　私たち奉仕団では、ここに書いてあるように「ライトセンターと車の両輪」という形で、ボランティアの養成に関しては基本的なところをライトセンターが行い、それに対して、実際の活動は私たちが担うという構造で行っています。大事なところはライトセンターが担うべきで、私たちはあくまでもその補助的なところを担っています。40年間、私たちはライトセンターと活動を一緒にしてきて、その中ではライトセンターの職員といろいろなことを話し合いながら、視覚障がい者のためによりよいことをと考えて活動をしてきました。養成等のコアなところはライトセンターが担ってきたので、それに対して私たちがこの場で何か意見できることはありません。これからの話として、様々な提言が今出てきているわけですけれども、県が行っていく点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成制度についても、どう協調していけるかというところが出てくるのではないかなと思います。また、今後点訳や音訳についても様々な部分でやり方が変わってくるかと思いますが、現在では将来の道筋が全く見えない状況です。  （中野座長）  　ありがとうございます。今の話をお聞きして、実際にライトセンターそのものがいろいろな事業やボランティア活動について計画するとしても、実際の活動をしていただくのはボランティアの方々なので、そのための活動基盤をきちんと整えていかないといけないと思います。項目の順番については、事務局の提案どおりでよいという御意見だったかと思います。  国の方でボランティアの養成を進めていくという話は、今のところ私は聞いておりませんが、厚生労働省が意思疎通支援事業を何とかもう少し広げていきたいという考え方で、日本視覚障害者団体連合にいくつかの研究を委託しているというのは情報として知っています。何年か取り組んでいますがなかなか広がっていないのが現状で、今すぐに意思疎通支援事業の事業として点訳等のボランティアが何か違う形で、全国ですぐに始まるというような状況ではないかと思いますので、しばらくの間は今と同じような状況というのを続けていかざるを得ないのではないかと思っております。  他にいかがでしょう。ボランティアの件に関して、私からライトセンターの方にお伺いしたいのですが、「ボランティアの活動基盤」と「ボランティアの活動支援と養成」の２つで整理してもらっていますが、内容的に見ると、活動基盤を整備していく話と活動支援と養成というのは、それぞれ別なものかなと言葉上は思えてしまうのですが、活動支援と養成はセットにしておいた方がよいでしょうか。この点について、もし何かアドバイスやコメントをいただければと思います。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。難しい御質問で、個人的な意見になってしまうかもしれませんが、活動支援と養成は別かなと思っています。ボランティア養成はあくまでも養成であり、養成された方をその後どう支援するかということになるので、分けておいた方がよいような気がします。  （中野座長）  　ありがとうございました。活動支援と養成を分けて差し支えがなければ分けて整理していただけると、ライトセンターがボランティアとどう連携していくかを今後考える際に、内容として３つ柱がありますとできる方がよいように思います。「ボランティアの活動基盤」「ボランティアの活動支援」「ボランティアの養成」の３本の柱にするということで、よろしいでしょうか。  他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  **（４）スポーツ振興事業について**  （中野座長）  それでは、次に進めさせていただきます。次は、スポーツ振興事業についてです。まず事務局より説明をお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、スポーツ振興事業部分について説明を実施  （中野座長）  　ありがとうございました。それでは、御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  　先ほどの説明で、基本的にはスポーツ施設の継続というのが検討会の総意であるが、もし万が一難しい場合には、オールオアナッシングではなく、機能ごとに検討していくということを今回書き込んでいただいていますが、記述としては「その際には、スポーツ施設の全てを継続か廃止として考えるのではなく、プール、トレーニングルーム、体育館等、その機能や役割ごとに検討が行われるべきである」と記載していただきました。理想的にはぜひすべてを継続していく予算措置を県にしていただきたいですが、万が一全機能の継続が難しかった場合のことを考えると、プール、トレーニングルーム、体育館のそれぞれについて、しっかりと検討していただけるような書き方にできないかと思っています。今の書き方だと、プール、トレーニングルーム、体育館等が全部並列になっているように思うので、特に体育館に関しては、視覚障がいの施設で考えた際に、非常に重要な役割を今も果たしていると思います。私の知人にもライトセンターにフロアバレーをしに東京から来ている方々がおられて、休みの日にフロアバレーボールがライトセンターでできるというのをすごく楽しみにしておられる方もいるわけです。この辺り、現在ライトセンターを運営している立場から見たときに、プール、トレーニングルーム、体育館に関して、ニーズとしてはどういうところが高いか等、スポーツ施設の継続を機能ごとに検討していただくためにどういう表現の仕方をするとよさそうか、アドバイスをいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。施設が設置された平成５年以降の、ニーズというよりも利用実態というところでお話をします。体育館については、利用が多いという実態があります。これは、例えば中野座長がおっしゃったように、フロアバレーやダンスもそうですが、ライトセンターの実施する各種教室、施設公開での使用、スポーツ以外の文化系の講演会での使用経緯もありますので、全体の利用実態としては多くあるという状況です。また、残念ながら今休止をしているプールについて申し上げますと、これは以前お話をさせていただいた記憶もありますが、利用実態としては少ない。その評価は避けますが、実態として利用実人数が少ない状況が平成５年から続いています。トレーニングルームについても、プールと施設は違いますけれども状況は同様で、利用の実人数としては少ないという状況が、平成５年からあります。また、卓球室とジョギングコースもありますが、卓球室はコロナで講習室的なところを使用しておりますけれども、そこの利用は少なくはないというように感じております。ただ、卓球室については一般の部屋を使えることもあり、何か部屋が特殊である必要はないというところです。ジョギングコースは、御存知のとおり外に設置されていますが、利用人数は実態としては少ないです。これが数字的な実態としてのお話になります。  （中野座長）  　ありがとうございました。そうすると、今の書き方では「その機能や役割ごとに検討が行われるべきである」と書いてあるのですが、ここに利用実態というのも加えていただいた方がよいかと思いました。それから、これは書き方が難しいのですが、体育館というのは必ずしもスポーツ施設だけでなく、様々なイベントを行う際に多くの人を集める施設としての役割も果たしているので、そういうことも含めて機能という中に含まれていると思いますが、何かその辺りをきちんと言えることが重要なのかなと思いました。  また、この「機能」と言う際に、かなり細かく書くのも報告書ですのでどうかと思われる部分もありますが、報告書だけからはなかなかわかりにくい面もあると思います。例えば、ライトセンターにプールがある必要性を伝えるためには、一般のプールを使うことが視覚障がい者にとってはどのように大変で、ライトセンターのプールは視覚障がい者のことをどう考えて設計運用がなされていたかというようなことです。プール、トレーニングルーム、体育館も同様で、参考としてでもよいので、どこかに少しそういうことが書かれていても悪くないのかなと個人的には思っているところです。今後、この点は県が庁内で交渉していく際に最も厳しい交渉になるのかもしれないので、そのときに何らかの根拠となるようなものが参考資料としてあっても悪くないかなと思っています。  皆様の意見もぜひお聞きしたいと思いますので、何か他にありましたら御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。村井延子構成員、お願いします。  （村井延子構成員）  　スポーツ施設に限ったことではないですけれども、私たちが今やっている活動で、情報提供、誘導、代筆・代読すべてに関して、他のところでは支援を受けられない方が視援奉に来ます。特に、点訳や録音は難しいものばかり依頼が来ます。それでも一生懸命作っていますが、これからの方向性としてライトセンターは県の施設なので、いわゆる一般企業等ではニーズ（需要）ということが一番先に来るのでしょうけれども、それだけを追っかけていると、そこに当てはまらない人たちの支援ができなくなってしまう。そういう意味では、ライトセンターや視援奉を利用される方たちにとって、ライトセンターという場所はとても大事なのではないかと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。これは、「はじめに」や「終わりに」の部分に書かないといけないことかと思います。政府がSDGｓというキーワードで「誰1人取り残さない」と言っているわけですから、当然視覚障がいの中でも利用者が非常に多いものとそうではないものがあって、人数が多いからそれが大切であると位置付けてしまうのは問題かなと思います。今の視点はスポーツのところに限らない話なので、どこか別のところでしっかりと書き込めるとよいかと思います。  それから今の御意見を聞きながら思ったのは、ニーズや機能については報告書なのでどうしても書かざるを得ないところはあるかと思いますが、利用実態やニーズとかそういうものについて言及した後には、利用実態が少なくて継続できない場合には、他のところできちんと実現できるように、県全体の中で取組みを実施していくと、必ず書いておく必要があると思います。例えば、これまでも議論になっていたプールについて、いろいろな賛成反対の意見がありましたが、もしプールが継続できないとなったときにそれだけで終わってしまったら困りますので、いろいろなスポーツ施設の中で視覚障がいのある人がプールの機能をしっかりと使えるような取組みを、ライトセンターがリードしていかないといけないと思います。その辺りの配慮がもしできそうであれば、報告書に記載する場合には、「もしライトセンターのプールを継続できない場合には、各地域等で同様の機能を実現できるように取り組むべきである」というようなことを書けると、より理想的なのかなと思ったところでございます。  　では、和泉構成員、お願いします。  （和泉構成員）  　スポーツのことですけれども、スポーツが視覚障がい者に不人気で広がらない理由の１つは、日本の制度、例えば同行援護にしても利用には制限があって使いにくい。自治体によって差があるということです。自分がスポーツをする場合、ボランティアの方の費用まで含めて自分で負担した活動になります。例えば、スキーやタンデムでは、結局ドライバーがいない限りはできないわけです。そういう実態の中で、一般のプールに行った時には、初めてのところはどういう状況かわかりませんから、付き添いをつける必要があります。慣れるまでサポートをしてもらえるパーソナルアシスタントのような制度が日本にもできるまでは、ライトセンターのような施設が必要だと思います。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。国の制度にまで立ち入ることはできないですが、パーソナルアシスタント制度は、いろいろなところで私を含めて厚生労働省にはずっと陳情をしているところではありますが、まだ実現できていないところです。書き辛いところがあるかと思いますが、今おっしゃられた意見は非常に重要かと思います。スポーツだけではなく全体に関わる話かと思いますので、「はじめに」や「終わりに」のところにしっかりと書き込んでいただきたいと思います。  その他、いかがでしょうか。  **（５）普及啓発事業について**  （中野座長）  では、普及啓発事業について説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、普及啓発事業部分について説明を実施  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。それでは、御意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  　萩庭構成員、お願いします。  （萩庭構成員）  　48ページの２つ目の〇に「小学校４年生で福祉の勉強をする」という御意見があるのですが、必ず４年生で福祉の勉強をするわけではありません。「総合的な学習の時間」で福祉を扱っている学校があるということなので、３年生や５年生で行う学校もありますし、子どもの興味関心に沿って、教科横断的な学習を行うというのがこの「総合的な学習の時間」なので、４年生で必ずこれをやりますと書いてしまうと、もしかしたらあなたは４年生で学んでこなかったの…という話になるといけないので、そこは表現を一緒に相談させていただければなと思っています。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございます。これまでの議論の中で確かに出てきた意見ではありますが、先ほど申し上げたように出てきた意見をそのまま掲載するのは、もしかしたら報告書としては表現上不適切な部分もあるかもしれませんので、ぜひここも一緒に考えさせていただいて、表現を精査させていただければと思います。  その他いかがでしょうか。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。非常に細かいことで恐縮ですけれども、46ページの下から２つ目の〇部分で、「移動ライトセンターの活動をより拡大するべきである。スポーツならスポーツ、ITならITなど企画を絞って移動ライトセンターを行うとよい。相談訓練に関しても、ライトセンターからアウトリーチをかけていく必要がある。」という表記がありますが、相談訓練でも既にアウトリーチ活動を行っています。今はアウトリーチを行っていないので行っていく必要があると捉えられるかもしれないので、「よりアウトリーチをかけていく必要がある」というような表現にしていただければと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。非常に重要な視点だと思いますので、ここは書き換えていただくようにお願いいたします。  その他いかがですか。細部に至るところも非常に重要かと思いますので、細部についての御意見をいただければと思います。  **（６）その他提言について**  （中野座長）  最後に、その他の提言部分について、事務局より説明をお願いします。  （事務局）  資料１「報告書案」、資料２「第５回検討会における意見と報告書への反映状況一覧」に基づいて、その他提言部分について説明を実施  ※第５回検討会において鈴木構成員より質問がありました件について回答させていただきます。障害福祉サービス事業所の指定を受ける県の建物を使って指定を受けられるかという点について、所管課に確認しましたが、それは可能であるということで回答をいただきました。  続いて、賃料等の利用料を県に納める必要があるかという件については、指定管理者制度の手引きにおいては、「自主事業は利用者サービス向上のため、指定管理者が自らの責任と財源により自主的に実施する事業であり、必要に応じて、行政財産の使用許可等の手続きを行う。」と規定されています。使用許可の手続きを行う上で賃料等が発生することはありますので、その点については状況に応じて個別の相談が必要となります。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。今の御説明に関して、鈴木構成員、何かよろしいですか。  （鈴木構成員）  はい、結構です。  （中野座長）  一通りの柱に基づいて議論を進めてきましたが、全体をとおして、改めて御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。  （鈴木構成員）  　乳幼児支援のところで、「同行支援」という言葉が出ているのですが、「同行援護」なのか「移動支援」なのか「外出支援」なのかわからないので、どの制度に基づく支援なのかを含めて、整理をしていただくとよいかと思います。以上です。  （中野座長）  　はい。ありがとうございます。事務局、当該の場所がわかりますか。  （事務局）  川俣です。24ページ中ほどに【乳幼児相談支援体制の必要性】の１つ目の〇部分に、これもいただいた御意見ではありますが、「単一視覚障がいだと経過観察となり、８歳頃まで視覚障がいの判定をもらえず、手帳を持てない子どももいる。そのため、同行支援や療育のような障害福祉サービスの支援を受けることができないこともある」となっていて、同行支援という言葉が出てきているので、こちらのことかと思います。  （中野座長）  　ありがとうございます。ここは福祉サービスなので「同行援護」のことかと思います。これもヒアリングの中で出てきた意見を書いていただいているのですが、もう一度この辺りの表現は精査した方がよいと思います。ヒアリングで御発言されたことが必ずしも言葉として正確とは限りませんので、それはヒアリングで御発言いただいた方の本意ではないと思いますので、皆様に御相談させていただく部分もあるかと思いますし、それから取り仕切りをしている座長の私の方でも、もう一度しっかりと表現について確認をさせていただいた上で、文意を変えないようにしながら、修正を加えさせていただきたいと思います。  後で修正するためにも、今のようなこれはどうなのというような御意見があったら、ぜひ出していただいておくと、最後の作業が楽になりますので、ぜひお願いしたいと思います。  では、村井延子構成員、お願いします。  （村井延子構成員）  　私たち視援奉だけに限った話になるかもしれないのですが、よろしいでしょうか。先程もお話ししたように、私たちは、これまでライトセンターと車の両輪として、一緒に40年活動を積み上げてきた団体です。指定管理を今まで日赤がずっと引き受けてきた訳ですが、今のように５年ごとの指定管理ということは、もしかしたら今後日赤が指定管理者を辞めて、他の団体が受けられるという可能性もあるし、５年後にはまたそういう可能性があるということですよね。そうすると、車の片輪がいなくなってしまった私たち視援奉はどうなるのかというのは先が見えない事でもあるし、５年ごとにそんな心配をするというのは、これからの活動の予定すら立てられなくなります。また、団の存続にも関わってくるのではないかなという気はしています。私たちは本当に特殊に活動してきた団体ですので、とても心配です。  （中野座長）  　ありがとうございました。先ほどボランティアのところで議論をさせていただいたように、確かに車の両輪としてこれまで活動をしてきていただいて、今後どこが指定管理を受けられるかというのは、誰にもわからないところだと思いますが、この報告書のまとめでは、視援奉をはじめとしたボランティアの活動は、どこが指定管理を受けようとライトセンターにきちんと活動の基盤があって、ボランティアの方々が活動できることが重要であるという取りまとめにしたと私は理解しています。なので、他のところが指定管理を受けたからといって、視援奉の方々に対して、これまでありがとうございました、さようならとなるかというとそうではなく、神奈川県の財産でありますから、これまでずっと培われてきたことは、どこが指定管理を受けようともその機能をきちんとここで実現できるようにしていくということではないかと理解しております。ライトセンターから、いかがでしょうか。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。確かに指定管理者制度が平成18年から導入されて、５年ごとの評価ということで、長い間、ライトセンターを基礎から築き上げた赤十字としては、非常に不安と動揺の５年ごとであります。５年ごとに運営が制度上変わる可能性があるということを、これまで４回繰り返してきています。指定管理者が変わってしまったらどうなるのか想定しても、ライトセンターの今これだけの立派な施設を県が建ててくれましたが、その基礎は赤十字の奉仕団が作ってきたものです。そこに枝葉をつけて、赤十字と今で言う視援奉が車の両輪となって今に至っています。万が一、制度上、日赤が指定管理者ではなくなることがあったとしても、ライトセンターを運営するに当たっては、視援奉の皆さんの活動は絶対に欠くことができないのは、もう明らかな事実です。万が一、そういうことが起こるようなことがあったならば、次の運営する法人の方々に、これまでの経緯、視援奉の方々の思い、自負等をしっかりとお伝えして尊重してもらいつつ、視援奉とともにライトセンターを県内の視覚障がい者のために施設運営を継続していただきたいと思っています。ただ、もし万が一そういうことがあったときには、次の運営法人の方々の考え方や判断もあるでしょうが、実際には先ほど情報提供事業やボランティア育成事業のところでも御意見がありましたけれども、ライトセンター事業を行う中で、全てにおいて視援奉の方なくしては事業が行えないというのは明らかですし、これまで指定管理者制度において指定管理の期を迎えるごとに、県とも運営者は日赤だけれども、視援奉と一体になっているからこそできるということはお話をしてきています。もし視援奉の方々がいなくなってしまった場合、それを費用換算した時にいくらになるかという試算もしたことがあります。今いただいているライトセンターの運営費とほぼ同等、３億円程度のお金が時間換算や費用換算するとなると発生するということでした。その費用を県が負担することも当然ながら無理なわけで、そういう中で視援奉の方々のお力をいただきながら、ライトセンター事業を行っているということをしっかりとお伝えをさせていただいて、視援奉の方々にはこれまでと変わらずにできるだけ安心して県内の視覚障がい者の方々に向けたボランティア活動をしていただけるようにするということが、当然ながら今お願いさせていただいている日赤の責務でもありますし、当然これは施設設置者の県も同じ考えだと思っています。  （事務局）  鳥井です。今、ライトセンターの丸山課長の方からお話いただいた内容は、県も同じ認識でおります。今回の報告書に関しても、先ほどのボランティアの活動基盤、ボランティアの活動支援、それから養成を分けて書くようにしていますが、趣旨としては同じような考えで今回の報告書をまとめていこうと思っています。以上です。  （中野座長）  　村井延子構成員、いかがでしょうか。  （村井延子構成員）  指定管理の５年という期間は、どうなのでしょうか。私も、指定管理者制度が始まったときからずっと活動してきていますけれども、センターの職員さんの様子を見ているとあたふたしているように見えます。何だか無駄なものに時間を費やしているように見えるし、将来性が見えないところは、指定管理期間が５年だというところが大きいのではないかという気がしています。10年にしたからよいのかというとまた別の話かもしれませんが、結局５年ごとにライトセンターも視援奉も結局この後どうなるのかというところが必ず出ます。そこまで考えることはできないのでしょうか。  （事務局）  　鳥井です。今回の報告書の中でも、55ページから始まる「ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持」の提言２つ目で、「指定管理者制度の適用が必要な場合、高い専門性を継承していくためには、指定管理期間の５年が適切な期間であるのか、指定管理期間の10年程度への延長も含めて検討されるべきである」という記載を入れております。神奈川県の指定管理期間が原則５年というのがそもそもあって、今まで入所型の障がい者施設の方では、利用者との関係性等もあるので指定管理期間を10年にしていたところはありますが、例えば津久井やまゆり園や芹が谷やまゆり園では指定管理期間を５年に変更したという経緯もあります。そこについては、今回の提言や、ライトセンターからお話をいただいた指定管理に関する課題についての経過は、報告書にも盛り込まれていますので、それらも含めて検討させていただければと思っております。今日の段階ではここまでのお答えとさせていただければと思います。よろしくお願いします。  （中野座長）  　ありがとうございます。この議論は非常に重要なことだと私も思います。その上で、55ページから始まる「ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持」に、現在はボランティアを継続することは当たり前であるということを私たちは前提にして、それ以外に何をすべきかということを書いているのですが、村井延子構成員から今お話があったような不安があるということを考えると、この最初の部分に、「視援奉をはじめとする県内のボランティア団体としっかり協力できる体制を維持する」ということを、まずは書き込まないといけないと思います。ボランティアの方々は視援奉に限らず、５年ごとにドキドキしなければならない状況になってしまっているので、指定管理者が変わることがあっても、今の神奈川県にとって非常に重要なボランティア活動をしっかりとライトセンターで支えられるようにすることが、指定管理業務の中で重要な役割であるということをしっかりと最初に書いておいた方がいいかと思います。それから、指定管理者制度の場合は指定管理者が変わる可能性があるわけですから、その場合のことについても明記しておいてもいいのかと議論を聞きながら思いました。  具体的には、指定管理者が変わる場合には、これまでのセンターの理念や経緯、それからボランティアとの両輪でライトセンター機能を長い間維持発展させてきたということを鑑み、管理者が変わってもしっかりと引き継ぎができるということを書いておく必要性があると思います。指定管理ですから、形式上はある時突然来年度からは別な管理者になりましたという話になるのかもしれませんが、それをそのままでしてしまうと管理者が変わったときは、数年間はまともに活動できないというような状況になってしまいかねませんので、形式上は確かにそうやって切り換えなくてはいけないのだと思うのですが、しっかりとDNAを引き継ぐことができるような整備というのを考える必要があるということは、報告書に書いておく必要性があるのかなと個人的には思いました。  もし皆さんの方で異論がなければ、そういう部分についても、「ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持」のところに、提言として書いていただけるとありがたいと思います。とても重要な議論をしていただいて、ありがとうございます。  　他にいかがでしょうか。村井政夫構成員、お願いします。  （村井政夫構成員）  　我々のところでも、指定管理を受けています。入所施設なので期間は10年です。我々のところは今指定管理の２期目ですが、５年でも10年でも、やはり指定管理者が変わるかもしれないというのはあります。指定管理者制度で県が求めているのは、効率性と健全な組織運営をして欲しいということですから、それに照らし合わせて立候補してくる指定管理の団体のうち、どこが適切かを県が選ぶということで、継続して指定管理を行うというのは難しい。ただ、全体の傾向としては不祥事等が起きない限りは、実績で見てくださっているのかと思っています。  今回のライトセンターのお話では、ボランティアの部分というのは非常に大きい。ただし、このボランティアというのは、神奈川県の日赤の奉仕団なのですよね。視援奉の所属というのは、日赤な訳です。そうすると、当然指定管理を日赤にお願いしないということになったら、どうするかは日赤の考え方次第であるということです。我々のところの指定管理でも、もし次期の指定を受けられなかった場合、一旦職員は全員解雇でもう一度１からやり直しということです。私が言いたいのは、もう少し県が何をやって欲しいかを明確にする必要があるということです。ボランティアにお任せ、日赤にお任せですというスタンスではなくて、神奈川県としては、視覚障がいの人たちにこういうサービスを提供してください、ボランティアの要素が非常に大きな力になっているので、それについてもきちんと公言して認めてくれるような認識を県が示さないといけないと思います。視援奉は、自分たちの評価を県から直接受けるということがないので、指定管理者が変わったらどうなってしまうのだろうと、余計不安になってしまう訳です。指定管理者がどこになろうとも、県がきちんと責任を持ってこういう仕事をやってください、そのためにはこういうボランティアの組織とかその運営のノウハウが大切であると県もしっかり表明して欲しい。それがなければ、信頼関係は築けず、ただ経営効率がいいというだけの話になってしまう。今は日本中で福祉の民営化が進んでいますから、指定管理を受けられる事業者は結構多いと思います。指定管理を公募した際に、例えば、神奈川県ではない他の都道府県の視覚障がいのノウハウを持っているような事業者が手を挙げてくる可能性だって十分にあるわけです。そういう意味では、神奈川県が、神奈川県の県民である視覚障がいの人に対して、何をしますよという約束をするのかをはっきりとしていただくと不安は少し減るのではないかと思います。以上です。  （中野座長）  　とても重要な御指摘、御提言をありがとうございました。今の御意見に関しては、県の方でしっかりと受けとめていただければと思います。  明記はされていないかもしれませんが、県が大切にしているものであるという位置付けで書かせていただいたのが、この報告書になるかと思います。これまで様々な御議論をいただきましたけれども、この後は、今までの議論に基づいて、事務局にまとめをしていただくことになります。もし最後に、この点だけはきちんと押さえておいてもらわないとこまるというような御意見があればいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。  　全６回の検討会で、様々な理想を語り、運営の現実を聞き、そして理想と現実を近づけていくためにどういうことを次に伝えていく必要性があるかという観点から議論しながら、この報告書を取りまとめさせていただいたかと思います。様々な御意見、それから県内の関係団体等いろいろなヒアリング先も御紹介いただいて、非常に多角的な観点から議論ができ、取りまとめができたのではないかと思います。表現の部分では、まだ少し修正を加えないといけない点があることが今日の議論でわかりましたので、修正に関しましては、各構成員のところに確認をさせていただいた上で、最終案を作成させていただきたいと思います。最終案を作成した後で、本来であればもう一度議論ができればいいところではありますが、今回が最終回ということになりますので、最後の文章の取りまとめに関しましては、事務局と座長の預かりとさせていただいて、必要に応じて皆様に相談をさせていただきます。最後の取りまとめ、文章の精査のところに関しては、お任せいただければと思います。  それでは、皆様のおかげで非常に有意義な議論ができましたし、報告書以外にも様々なことを知ることができたよい検討会だったかなと思います。検討会としてはこれで終了させていただきたいと思います。議論に御協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは、議事に関しましては以上とさせていただいて、マイクを事務局に戻させていただきます。  （事務局）  菅原です。中野座長、構成員の皆様、ありがとうございました。本日も、限られたお時間の中で、構成員の皆さまから貴重な御意見をいただき、心より感謝申し上げます。  さて、検討会は今回で終了となります。１年間検討会への御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。事務局としては、運営上御迷惑をお掛けしてしまった点もあるかと思いますが、様々な視点からの御意見を頂戴することができ、大変貴重な検討会となりました。  いただいた御意見を報告書としてとりまとめ、更にその報告書から次期ライトセンターの指定管理等に向け、県の中で様々な議論や検討を重ねていくことになるかと思います。その過程では、関係者の皆様に御相談や連携の提案等をさせていただくこともあるかと思いますので、今後も引き続き、ライトセンターの運営へ御協力をいただけますと大変ありがたく思います。  また、先程中野座長からもお話がありましたとおり、第６回検討会の意見を反映した報告書をとりまとめ、構成員の皆様に確認の依頼をさせていただきます。その後、中野座長と事務局で調整を行いまして、最終の報告書の完成とさせていただければと思います。  　それでは、本日も検討会への御参加をいただき、ありがとうございました。  以上 | |